

# 自然環境保全に関する行政評価・監視の勧告に伴う改善措置状況（回答）の概要

## 【調査の実施時期等】

1 実地調査時期：平成12年8月～14年4月

2 調査対象機関

(1) 行政評価・監視対象機関：財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

(2) 関連調査等対象機関：都道府県(32)、市町村、関係団体等

【勧告日及び勧告先】 平成14年4月2日、環境省に対し勧告

【回答年月日】 平成15年3月27日

## 【行政評価・監視の背景事情等】

我が国の国立公園等の現況（平成12年度末現在）

- ・国立公園（我が国を代表する優れた自然の風景地）：28公園 2,051,179 ㌥
- ・国定公園（国立公園に準ずる自然の風景地）：55公園 1,343,273 ㌥
- ・原生自然環境保全地域（人の活動の影響を受けることなく原生の状態を維持している地域）：5地域 5,631 ㌥
- ・自然環境保全地域（優れた自然環境を維持している地域）：10地域 21,593 ㌥

余暇時間の増加、ライフスタイルの変化等 自然との触れ合いを求めるニーズが増加

自然公園法及び自然環境保全法に基づき各種施策を実施

<目的> 優れた自然、傑出した風景地などの保護、適切な管理・利用の推進

<内容> 立入禁止・工作物の建設規制等の行為規制、植生復元施設の整備等の保全事業

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 公園区域等の見直しの推進 (勧告)</p> <p>国立公園の点検を確実に実施すること。 国立公園等及び自然環境保全地域等の点検等に関し、次の方針を明確化し、当該方針の下に点検等を進めること。 ) 何らかの支障により、公園区域等に含められなかった区域又は地種区分の変更を行うことができなかった区域については、情報収集を的確に行い、当該支障の解消後直ちに追加又は変更を行うこと。 ) 一つの国立公園等に関する複数の区域について一括して公園区域への追加又は地種区分の変更を行おうとする場合に、何らかの支障により追加又は変更に長期間を要する区域があることが判明したときは、支障のない他の区域について優先的に追加又は変更を行うこと。</p> <p>(説明)</p> <p>国立公園では、社会条件の変化に対応させるため、5年ごとに公園区域・公園計画を見直し、必要に応じて区域の追加等の変更を行う仕組みである「点検」を実施</p> <p>特段の事情がないにもかかわらず、点検作業開始年度を過ぎても点検に未着手のものあり。 支障があったために公園区域等に含められなかった区域について、その後継続的な情報収集を行わなかったため、支障が解消しても追加していない例あり。 環境省は一つの国立公園等に関する複数の区域を一括して追加等を行う方針であるため、追加等の作業が遅れている地域の存在が原因となり、急ぐ必要がある他の区域の追加等が行えない例あり。</p>	<p style="text-align: right;">: 回答時の措置状況</p> <p>国立公園の点検を確実に実施することについて、各地区自然保護事務所長に対し、「自然環境保全に関する行政評価・監視結果に基づく勧告について」(平成14年4月9日付け国立公園課長通知)により通知し、その徹底を図った。 また、国立公園の点検を円滑に進めるために、平成14年6月24日開催の全国自然環境保全主管課長会議において、都道府県に対し、点検に際して情報提供を行うこと等の協力を依頼</p> <p>国立公園等の点検等については、「自然環境保全に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告への対応について」(平成14年7月29日付け国立公園課長通知)により各地区自然保護事務所長あてに次の方針を示し、当該方針の下に点検等を進めることを指示 ) 何らかの支障により、公園区域等に含められなかった区域又は地種区分の変更を行うことができなかった区域については、情報収集を的確に行い、当該支障の解消後直ちに追加又は変更を行うこと。 ) 一つの国立公園等に関する複数の区域について一括して公園区域への追加又は地種区分の変更を行おうとする場合に、何らかの支障により追加又は変更に長期間を要する区域があることが判明したときは、支障のない他の区域について優先的に追加又は変更を行うこと。</p> <p>自然環境保全地域等の区域等の見直しについては、上記 ) の方針の下、何らかの支障により、自然環境保全地域に含められなかった区域については、当該支障の解消後直ちに追加を行うことができるよう情報収集を的確に行うこととし、自然環境保全地域の保全計画の変更等に関する事務要領に盛り込むことを検討中</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>2 国立公園の利用施設の適正な整備・管理等 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>利用施設の適正な整備・管理及び利用規制の適切な実施を図ること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>床面が傾いている展望施設、崩壊した土留施設が放置されている登山道等公園の安全な利用を妨げるおそれのある状態となっている例あり。</p> <p>再整備された公園利用者のための駐車場を旅館の従業員に月極めで賃貸させている例あり。</p> <p>車両等の乗入規制を行っていない海岸において、アカウミガメの産卵巣数が減少している例あり。</p>	<p>利用施設の適正な整備・管理に関し、次の措置を講じた。</p> <p> ) 利用者の安全対策について、平成14年6月に開催した全国自然環境保全主管課長会議及び自然保護事務所公園保護科長会議において、自然保護事務所及び都道府県に対し、周知徹底</p> <p> ) 環境省直轄事業による施設の再整備に係る要望については、平成15年度以降、要望提出の際に、過去5か年間の利用実績調書の提出を自然保護事務所から求めることとし、再整備を行う施設の必要性や規模の適切性を採択時に審査</p> <p>なお、床面が傾いている展望施設等の指摘された14事例については、すべて、修繕を行う等の必要な措置を講じた。</p> <p>利用規制の適切な実施については、絶滅のおそれのあるアカウミガメの保護のため「「自然環境保全に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告への対応について」(平成14年7月29日付け国立公園課長通知)により、各地区自然保護事務所長に対し、次のとおり指示</p> <p> ) ウミガメ上陸の有無を確認すること。</p> <p> ) 上陸頭数が減少傾向にある場合において、その減少が車両等の乗入れによると思われる地域については、乗入規制地域の指定に向けて関係機関との調整を図ること。</p> <p>なお、指摘された3海岸のうち、アカウミガメの上陸頭数が減少している2海岸については、車両等の乗入規制を行う方向で作業中</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況												
<p>3 国立公園における行為の許可事務の迅速化等 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>環境省本省における許可事務について、進行管理を強化し、事務処理の迅速化を図ること。            自然保護事務所における標準処理期間（自然保護事務所長専決事案に限る。）及び都道府県における標準処理期間（自然保護事務所長専決及び自然環境局長専決事案に限る。）の短縮化を図ること。            法令に根拠がなく審査に不要な書類を徴収しないこと。            また、都道府県に対して、法令に根拠がなく審査に不要な書類を徴収しないよう徹底すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <table border="0"> <tr> <td colspan="4">[ 標準処理期間 ]</td> </tr> <tr> <td>申請者</td> <td>都道府県</td> <td>自然保護事務所</td> <td>本省自然環境局</td> </tr> <tr> <td></td> <td>&lt; 1か月 &gt;</td> <td>&lt; 1か月 &gt;</td> <td>&lt; 1か月 &gt;</td> </tr> </table> </div> <p>本省の処理日数は標準処理期間（1か月）を大きく超過            自然保護事務所における事案の処理（自然保護事務所長専決事案に限る。）及び都道府県における事案の処理（自然保護事務所長専決及び自然環境局長専決事案に限る。）は標準処理期間を10日程度下回っている。            許可申請において土地登記簿謄本（写）等、法令に根拠がなくかつ審査上必要性に疑問のある書類を提出させている例あり</p>	[ 標準処理期間 ]				申請者	都道府県	自然保護事務所	本省自然環境局		< 1か月 >	< 1か月 >	< 1か月 >	<p>勧告の趣旨を踏まえ、国立公園における行為の許可事務の迅速化等について、以下の措置を講じた。            環境省本省における許可事務については、次のとおり進行管理を強化            ) 省内関係部署に勧告の趣旨を周知徹底            ) 台帳による処理状況の確認            ) 処理の遅れている案件は持ち回りにより処理            さらに、平成15年3月までに導入することとしている電子申請システムの導入等により事務処理の迅速化を図る予定</p> <p>自然保護事務所における標準処理期間（自然保護事務所長専決事案に限る。）及び都道府県における標準処理期間（自然保護事務所長専決及び自然環境局長専決事案に限る。）の短縮化については、電子申請システム導入後に行う実態調査の結果等を踏まえて検討</p> <p>法令に根拠がなく審査に不要な書類を徴収しないことについては、「国立公園許可事務における添付書類について」（平成14年9月20日付け環境省自然環境局国立公園課長通知）により各地区自然保護事務所長及び法定受託事務実施都県担当部局長あてに勧告の趣旨を周知徹底</p>
[ 標準処理期間 ]													
申請者	都道府県	自然保護事務所	本省自然環境局										
	< 1か月 >	< 1か月 >	< 1か月 >										